

会 議 の 要 旨 (議 事 録)

会 議 の 名 称	第4回鳥栖市男女共同参画懇話会		
開 催 日 時	平成25年1月8日 (火曜日) 10:00～12:00	開 催 場 所	鳥栖市役所 2階第1会議室
出 席 者 数	委員 10人 事務局 3人	傍 聴 人 数	0人
議 題	1. 開 会 2. 会長あいさつ 3. 議事 ① 第2次鳥栖市男女共同参画行動計画及び鳥栖市DV被害者支援基本計画の素案について ② パブリックコメントについて ③ その他 4. 閉 会		
配 布 資 料	・ 会議次第 ・ 第2次鳥栖市男女共同参画行動計画及び鳥栖市DV被害者支援基本計画(案) ・ パブリックコメント資料		
所 管 課	(課名) 市民協働推進課 (電話番号) 85-3508		

第4回鳥栖市男女共同参画懇話会議事録

1. 開会

○市民協働推進課 男女参画国際交流係長

2. 会長あいさつ

3. 議事

《会長》

それでは、会議次第に沿って進めてまいりたいと思います。さっそくですが議題①第2次鳥栖市男女共同参画行動計画及び鳥栖市DV被害者支援基本計画の素案について、事務局から説明をお願いします。

《事務局より説明》…

資料：第2次鳥栖市男女共同参画行動計画及びDV被害者支援基本計画（案）

＊前回の懇話会等の意見を反映し修正等を加えたところ、及び基本目標3、基本目標4、推進体制についての説明

《会長》

ありがとうございました。ただいま事務局から庁内会議及び懇話会会議で出た意見を反映された修正点と、基本目標3、基本目標4などについて説明がありましたが、ご質問ご意見等はございませんか。

○委員

P27の現状と課題の中で、「配偶者などのパートナーを支配しようとするときに起こり…」とありますが、支配しようとするときだけなのでしょう。支配しようとするのは、自分の言いなりになるようにすることであり、例えば自分の仕事がかどらないときなどのイライラした時に当たり散らすというのは、私は支配には当たらないと思っています。そうすると、どのような表現がいいのでしょうか。

○委員

何か自分の思いどおりにならないことがあった場合、それとは関係ないことでも一番弱い相手に対して自分の思うとおりにさせようとするようになっていくので、やはり支配という言葉が適当だと私は思います。

○委員

往々にして、支配しようとするときに暴力に繋がっているということだと思います。時には、仕事がいまいきかなくなって暴力を振るうことがあるとは思いますが、だいたい支配しようとする気持ちから起こるのではないかと思います。

○委員

外で思うようにいかないからこそ、家庭では自分の思うとおりに相手にさせようとするということではないでしょうか。外で失敗したりうまくいかなかったことを、家の中では自分がトップに立ちたいという思いや自分を敬ってほしいという気持ちからであれば、それが支配ということだと思います。

《会長》

もし、「支配しようとするとき…」という表現が問題になるのであれば、「支配しようとする行為であり…」に変えるのはいかがでしょうか。

○委員

また、「配偶者などのパートナーを…」というのは、先程の説明の際に配偶者などにはパートナーも含まれると言われていましたので、重複しているのではないのでしょうか。

《事務局》

みなさんがおっしゃることはよくわかります。DVは個人の家庭に入り込むものであり、境目が難しいものです。言われるご意見は数回の夫婦喧嘩のレベルなのか、もしくは継続的に行われているのかにもよりますし、最後には暴力を振るわれなくても被害者のほうが怖いと思ってしまうような状態であればもうコントロールされている状態になります。

○委員

私自身は、喧嘩した時など無視します。叩くことは一切したことはありませんが、無視したことがあります、その時は相手から無視されることはイヤだと言われました。

《事務局》

無視するということは、精神的暴力にあたりますが、その後普通にコミュニケーションがとれていれば特にDVにあたるとは思いません。しかし、それが長期的に続くようであればDVと言わざるを得ないと思います。

○委員

P30の具体的施策38で「他市町などと連携し…」とありますが、これはどのような連携になるのでしょうか。

《事務局》

例えば、加害者から逃れるために他市町などへ転出される方もおられます。そのような場合、加害者に転居先がわからないように配慮するなどの手続きが必要となるため、そのような連携になります。

○委員

P28の具体的施策33、施策の内容に被害者の安心と安全の確保と書かれてありますが、鳥栖市にシェルターがあるのでしょうか。

《事務局》

シェルターはございません。例えば、加害者が別人のふりをして相談情報を探りにきたり、市民課へ転出先を調べに来ることもありますし、被害者が相談に来られている最中に加害者も相談窓口を訪れることも想定されますので、安心して相談を受けられるような体制のことです。

○委員

市役所の中の各種相談室は密室ではないため声が外に聞こえることもあり、そのような点では無防備だと感じます。被害者の安全と安心の確保はそのような確実なものを用意しているかということと、また、P29 具体的施策36の施策の内容で、市営住宅への優先入居等の被害者支援というのは、安心・安全の確保につながるのかと思ってお尋ねしたところです。

また、相談を受けても、その後の支援が手薄になってしまうことがあるため、これから体制を整えていかなければならないと思います。

○委員

P28 具体的施策34で専門の女性相談員が一人配置されていると言われていましたが、相談はどれぐらいあっているのでしょうか。また、その方は専門の方ですか。

《事務局》

平成23年4月1日から平成23年12月末までにあった相談件数は、延べ78件っております。相談員は、専門の方です。そして、DVの相談だけではなく、離婚の相談をしにきた中でDV被害者ということがわかったりすることがありますので、あらゆる女性の相談の中から発見できるように努めています。

《会長》

先程、シェルターの話が出ていましたが、シェルターのようなアパートを確保するような予定はあるのでしょうか。

《事務局》

現在のところ、ありません。

○委員

できれば、あるようにしてほしいです。

○委員

それに関連して、具体的施策36の施策の内容で市営住宅への優先入居とあります。被害を受けられた方が、その後住むところや避難するところがないということを現実を感じており、県内においても各市町でその対応が異なるようです。もし、それぞれの自治体の判断で対応できるようなことであれば、柔軟に対応していただきたいと思いますし、特に鳥栖市は福岡県にも近く相談件数も多い地域ではないかと思うので、その枠を広げて確保していただけたらいいなと思っています。

《事務局》

市営住宅も入居待ちの方がおられ不足している状況の中で、DV被害者のために部屋を空けておくということが現在のところかなり厳しい状況です。

○委員

支援するというのは、いつでも避難できる状態というのを作っておかなければならない。市営住宅にしてもそういう環境づくりをしておかなければならないと思うので、そもそも不足しているのであれば増設してほしいと思います。

《事務局》

詳しいことについては、建設課にも確認しなければわからないところもありますが、いただいた意見をまた建設課にも報告しておきたいと思います。

○委員

予算の確保やDVの認識もあり難しい話かもしれませんが、公だけに頼るのではなく民間とも連携するというのはどうでしょうか。例えば、不動産関係の方と連携し一時的に身の安全を確保できるような部屋を提供していただくなど視点を変えて考えていくと視野が広がるので、将来的にそのような連携の仕方を考えていけたらいいのではないかと思います。

《会長》

いくつかの不動産業者と協定を結んでおいて優先入居をさせていただくようなことができれば、常に空けておく必要はなく、どこかが空いていればいいので私もいい考えだと思います。

《事務局》

この市営住宅の入居についてですが、相談者の中にはこれから離婚を考えていて経済的にも時間的にも余裕のある方と、本当に身の危険を感じ何も持たずに加害者から逃げて来られたという方もおられます。市営住居への入居はそういった緊急性のある方に対して一時的に確保しているもので、ある一定の生活が確立できれば、この一時的な部屋から退去していただくというふうに考えておりますので、入居された方については、最終的な自立まで支援を行っていく必要があると思っています。

○委員

予算の話も出ておりましたが、必要があれば予算を確保し必要最小限の住居を確保しておく必要があるのではないかと思います。

○委員

この計画に明記されている以上、みなさんの言われることはわかりますので、緊急的なシェルターのようなものを1つ、そして心も仕事も安定できたら次のステップに行けるような短期間のものがあるればいいのではないのでしょうか。

先日、テレビでもDVについてのドラマがあっており、自分も考えさせられました。そこでは、民間の活躍や行政の支援もあっているのを見ていたので、本日の会議は有意義に参加できたし、他の市町村も取り組んであるところはあると思うので、鳥栖市に合った行政側の努力もお願いしたいと思います。

○委員

どこに該当するのかかわからないのでお尋ねですが、被害を受けられる方には若い方から高齢の方までおられると思います。高齢の方は特に避難するにあたり長年生活してきたコミュニティを離れることを嫌がり、そこで生活を続けたいと言われることを耳にすることもあります。どうしても、DVという対象者が若い人たちにいつてしまいそうなので高齢者に対する相談については、例えば、具体的施策33・34・36にあてはまると考えていいのでしょうか。

《事務局》

言われるように、高齢者に対するDV相談の対応として、具体的施策33と36には社会福祉課を担当課として含めております。これまでの計画の中には、担当課の中に社会福祉課は入っていなかったのですが、実際には庁内の連携会議には出席していただいていたので、今回社会福祉課を含めたのはそういう趣旨です。

○委員

今の委員が言われるのは、具体的施策33・34に「女性に…」と書いてあるため、高齢者が含まれないのかなと勝手に解釈してしまったのですが、例えば、「女性に…」という部分を外し、相談体制の強化とかするのでしょうか。

○委員

先程の、事務局の説明を聞くと社会福祉課が含まれていましたのでいいのかと思いましたが、もしわかりにくいのであれば、例えば施策の内容のところにも高齢者などのそれらしい文言を入れた方が、一般の方が見られた時に自分も対応してもらえるのだろうかと思われるのかなと思いました。

○委員

私は、どちらかというと高齢者の方は、DVというよりも年を取ったために起こる家庭環境や立場で暴力が起きている感じがおり、この部分でいうDVとは違うような気もしております。

○委員

もちろん、そのような方もおられますが長年DVに耐えてこられたという高齢者の方も現実におられます。

《事務局》

実際に、以前高齢者の方から継続的なDVの相談を受けたことがあります。また、高齢の方の場合、これまでは耐えてこられたが、高齢になるにつれて体力も弱くなり耐えられなくなるというケースもあります。しかし、長年そうして夫婦生活を送ってきていることでお互いDVの状態ということに気づいていない場合もあり、相談しないといけないということさえ理解してもらえない高齢者の方もおられます。DVかDVではないかという境界はむずかしいかもしれませんが、高齢者の相談や生活支援の中からみえてくるものでもあり、一般の生活支援とDV支援との境界型のDVというのがあるのではないかと思います。

《会長》

具体的施策33のところを、例えば「女性（母子）」を「被害者支援」に変えて、具体的施策34のほうで「女性」という文言を残す。私も女性という言葉を残すのは賛成ですので、どちらかを変え

るなどして、施策の内容のところに新たに「高齢や障害など被害者の特性に応じた相談体制の確立」という項目を加えるというのはいかがでしょうか。そして、具体的施策 3 4 の「女性に係わる」を「女性（母子）に係わる」にするという変更はいかがでしょうか。

そこを検討していただければと思います。

○委員

P 3 2 具体的施策 4 3 で意識調査を実施して行動計画や施策の基礎資料にしますとなっていますが、現在計画の策定をしています。今回は意識調査をされたのでしょうか。次回はいつごろされるのでしょうか。

《事務局》

市民意識調査と市職員意識調査は計画の改定時期の前年度に実施していますので、平成 2 3 年度に実施いたしました。5 年を目処に計画の見直しを予定していますので次回調査は 4 年後ぐらいとなる予定です。また、事業所実態調査については商工振興課が実施しており、事業所にはご協力いただいているところです。この事業所実態調査の中に、男女共同参画に関連した設問を追加するなどすると事業所の実態も把握できるのではないかと考えております。

○委員

DV とストーカー行為とは違うのでしょうか。

《会長》

離婚した後の夫から執拗に追いかけられるのは、DV 防止法で規制できますが、まだ結婚していないお付き合いしているカップルで別れ話がこじれて追いかけられたりすると、ストーカー規制法が適用されます。

《事務局》

例えば、交際を断っているにもかかわらず、追いかけるのはストーカー行為になり、取り締まる法律もストーカー規制法があります。DV 防止法の規定の中にも、離婚したあとでも引き続き暴力などを受けた場合も含むとなっています。全く、係わりがないものではありません。

○委員

ストーカーは、全く面識がない方でも被害にあう場合があります。ただ、DV というのは何かの接触がありもともと信頼関係ができている中で被害にあうためこじれるのだと思います。

《事務局》

警察もストーカー被害に関しては、以前に比べすぐ対応してくれるようになってきているようです。

○委員

DV は暴力を振るったあと、やさしくなったりするため、暴力を振るわれても許してしまう場合もあるので、そのように思わないようしなければなりません。

○委員

20 年前ぐらいのことですが、顔にあざが出来ているような方や髪の毛をひっぱられるなどの被害を受けておられる方を見てきたことがあります。その時は、私もその被害者の方に何もできなくてどうしてあげていいかわかりませんでした。今この計画策定に携わりながら、あの時市役所に相談に行くことを勧めればよかったと思うし、今はいろんな支援もあるようです。このようなことを早く知っていたかと思うます。

《会長》

P 2 6 に用語の定義の中に、離婚後のことや元配偶者のことも書いておかれたらいかがでしょうか。

また、基本目標 4 のなかの適切な個所に、「被害者の個人情報の保護についても配慮しつつ…」というのも、どこかに入ってもいいのではないかと思います。

○委員

先程、DVと高齢者について意見がでていましたが、高齢者はDVというよりも虐待の関係ではないかと思いました。認知症になられた方は、性格的にもきつくなられる人もおられ、これまではおとなしく我慢していた方が言葉で強く言われたりするとも聞きます。高齢の方で、虐待があった時には施設入所もされているようです。しかし、若い時からの夫婦生活をきちんとしておかないと高齢になった時の生活に影響が出るため、きちんと考えておかなければならないと思いました。

○委員

P 2 7 の施策の方向性で、1 番目は「DVやセクシャル・ハラスメント等の暴力は…」と、2 番目は「DV等の性暴力に…」とあるのですが、ここの表現を整理されたほうがよいと思います。セクシャル・ハラスメントは性暴力に含まれますし、DVと性暴力はわけて考えたほうがよいと思います。

それと、職員に対するDVに対する意識啓発はされているかと思いますが、地域の中で活動されている民生委員に対する研修はどのようにされているのでしょうか。

《事務局》

年1回DVに関する研修会を開催しており、民生委員の方々に対し参加のご案内をしていますが自由参加です。また、過去には地区の民生委員会会長から出前講座の依頼を受けて、市民協働推進課の職員が民生委員の方々にDVについての話をさせていただいたこともありますので、これからもそのようなことができればと思っています。

○委員

市民に対し、相談窓口の情報を提供しますというのはどんなことをされるのでしょうか。

《事務局》

相談窓口があるということの情報を、市報やホームページなどでお知らせすることです。まずは、相談していただき、その方が今後どうしたいのかを聞きながら支援をしていかなければなりませんので、まずは相談していただくことから早期発見や支援につながるのではないかと考えています。

《会長》

男女共同参画の計画の中で、高齢者や障害者が含まれるということの意義がもう少しクリアになったほうがいいのではないのでしょうか。P 2 2 ～P 2 3 基本目標3の主要施策1を見ると、福祉の計画の中でこのような内容になりそうな感じですし、具体的に何をするのかがすぐに思いつかないのですが、例えば先程の認知症を含めた高齢者の特徴を踏まえたものとか、昔ながらの教育を受けた人が高齢になられているので意識の仕方も違っているということもあるかもしれません。障害者に関しても、障害者虐待防止法ができ、性差別に基づくような障害者の虐待の防止について力を入れるなどがあってもいいのかなと思いました。

多様性ということで高齢者や障害者が含まれてきていると思いますが、ダイバーシティなどもよく言われておりますので、それを意識して示すためにもダイバーシティという言葉をあえて使うこともいいのではないかと感じています。

《事務局》

基本目標3を作る時に考えたのが、男女共同参画とは男女に焦点をあてて、性別で差別的な扱いを受けているものを改めていきましょうというもので、法令の条文の中にあるように、さらにほかの人権も考慮して尊重していきましょうという基本的理念が書いてあります。また多様化する人々が自分らしく生きるためにはどうすれば良いのかということで、この目標3を作り上げたところです。

少し男女という観点から離れていくかもしれませんが、個人の人権ということを踏まえて、多様な方々を認めていかないといけないと考えましたので、書いております。

○委員

おっしゃるように、高齢者はわかるのですが障害者を盛り込んであるのが男女共同参画とどのように関連しているのかがわからないのですが。

《事務局》

前回の計画の中では、高齢者やひとり親家庭のことは含まれておりましたが障害者は含まれておりませんでした。ただ、障害者の方でも自分の生き方を自分で決定できない状況に置かれた方もおられるため、できるだけ自分の生き方を決定し、できるだけ社会参加していただきたいという思いがあり、あえて今回含めたところです。

○委員

それらのことが、現状と課題の中に書かれていないので、これまで説明されたことを少し書き加えていただくというのではないのでしょうか。

《会長》

男女共同参画もつきつめれば個人の人權の尊重のことになることを考えると、高齢者や障害者も特に必要だと思いますので項目としては残したままでいいと思います。

《事務局》

市民の意識調査の回答の中にも、男女共同参画は男女の人權の問題ではありますが、つきつめると個人の人權の尊重でしょうというご意見も多く寄せられていました。

○委員

P 2 4 具体的施策 2 8 の施策の内容に「性同一性障害などの性的少数者」とあります。これは個人的な印象かもしれませんが、世の中で法律的に手術をし、性別を変えれば戸籍を変更できることが認められており、テレビの影響等でも性同一性障害ということばかりが印象付けられている気がします。しかし、実際には同性愛や性自認（自己の性別の認識）において困難を抱える人もおられるので、この部分に性的指向などの言葉も別にあった方がいいのではないかと思います。

例えば、私たちの中では異性愛を思いがちで、男性が好きなのは女性、女性が好きなのは男性というような先入観でこれまで生活をしている人が多いと思いますので、勝手な思い込みがまだあるのかと思いましたので少し気になりました。

《事務局》

言われるように、この表現についてはどのように書いたら理解されるのだろうと事務局でも悩みました。同性愛などは性的指向というように表現されておりますが、一般的に理解されやすいのが性同一性障害だと思い、そのような表現にしたところです。

○委員

また、具体的に書きすぎると難しい部分ではありますね。

《会長》

例えば、性的少数者を※印で説明するのはどうでしょうか。

○委員

P 2 4 の具体的施策 2 7 の性と生殖に関する部分ですが、女性の性的自己決定については性暴力の被害にあうなど自分の望まないことをされるということについてはDVにも関連してくる部分もあるのでDVに係わる啓発も含めて取り組んでいただきたいなと思いました。

《事務局》

担当課に、市民協働推進課を追加したいと思います。

《会長》

その他、全体をとおしてご質問などありませんでしょうか。

○委員

P 4 のところで、上から 4 行目と 6 行目のところに、同じように「1 世帯あたりの人数を見ると…」という文言があります。6 行目は 1 人世帯の世帯数のようですので、6 行目の冒頭を削除するなどして整理されたいかがでしょうか。

《会長》

また、「平成 12 年に 3.0 人」というのは平均だと思いますので、「平成 12 年に平均 3.0 人」というように修正してください。

○委員

素朴な疑問ですが、%で表記されているところと割合で表記されているところがありますが、わかりやすいように使い分けてあるのでしょうか。また、P 7 上から 2 行目と 3 行目に書いている賛成派の数字は違うが（ ）内の男性と女性の%は同じ数字が入っている。意識調査のデータを見直すと 3 行目は（女性 87.1%、男性 83.7%）になると思うので、もう一度確認をして下さい。

また、P 6 の中盤にあります「性別役割分担」の考え方に 3 人に 1 人が反対というのは結果的にはそうですが、男性だけみると賛成と言っている男性のほうが反対と言っている男性よりも多いので、その解釈を少し加えたほうがいいのではないかと思います。

セミナーやフォーラムという言葉を使っておられますが、大規模か小規模の違いかもしれませんが 2 つとも同じような討論集会という意味だと思います。

《事務局》

数字については、もう一度点検いたします。また、表現についても確認をし、適切な表現があれば変更したいと思います。

○委員

国と連携すると書いてありますが、具体的にどこと連携するのでしょうか？

《事務局》

実際には、県との連携はしておりますが、国と直接ということはありません。ただし、法整備や制度の見直しがあればそれに伴い、市の計画も変更しなければならない場合もあるため国を表記いたしました。

《会長》

ほかにご意見がなければ、議事②パブリックコメントについて、事務局から説明をお願いいたします。

《事務局より説明》…資料：パブリックコメントについて

《会長》

ただいま、事務局から説明がありました。何かご質問やご意見はございませんでしょうか。無いようですので、最後その他について事務局から説明をお願いいたします。

《事務局》

・男女共同参画リーダー研修のご案内

と き 平成 25 年 2 月 1 日（金）13:30～15:00

ところ 市役所 2 階第 2 会議室

講 師 NPO 法人福岡ジェンダー研究所 倉富史枝さん

・第 5 回懇話会の開催日

と き 平成 25 年 2 月 28 日（木）13:30～15:30

ところ 市役所 2 階第 1 会議室

・第 11 回男女共同参画フォーラム（1 月 26 日開催）の出欠確認。当日参加も可能。

リーダー研修と次回の懇話会につきましては、改めて文書でお知らせします。委員の皆さまは、ぜひご出席ください。

4. 閉 会

《会長》

それでは、これをもちまして、本日の鳥栖市男女共同参画懇話会を終わらせていただきます。お疲れ様でした。